

## 男鹿市ごみ集積所ボックス設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの散乱を防止し、ごみ集積所周辺の景観を保全するため、ごみ集積所ボックス（以下「ボックス」という。）の設置に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することを目的とする。

### (補助対象)

第2条 ボックスを設置する町内会等に対して、予算の範囲内で第3条の補助金を交付する。

### (補助金額)

第3条 ボックス1基につき、60,000円を限度とし、新設又は改築費の2分の1の金額とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、男鹿市ごみ集積所ボックス設置補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 設置場所見取図
- (3) 前項各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

### (決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、男鹿市ごみ集積所ボックス設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) その他市長が定める条件に違反したとき

(交付の方法)

第8条 補助金は、補助金交付請求書（様式第6号）の提出後に交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。